

千葉県手話言語等の
普及の促進に関する条例
逐条解説資料

※本逐条解説資料は、条例提案議員が作成したものを基に、障害福祉課で一部内容を整理したものです。

平成28年6月

目 次

前文	1
第1条 目的	3
第2条 定義	8
第3条 基本理念	13
第4条 県の責務	14
第5条 市町村の役割	17
第6条 県民の役割	18
第7条 事業者の役割	19
第8条 計画の策定及び推進	20
第9条 手話等を学習する機会の確保等	23
第10条 手話等を用いた情報発信等	24
第11条 手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備	26
第12条 学校における手話等の普及	28
第13条 事業者への支援	30
第14条 聴覚障害者等による普及啓発	31
第15条 手話等に関する調査研究等への協力	32
第16条 財政上の措置	33
附則	34
参考資料	35

前文

手話は、物の名前、概念、文法等を手指や表情等により視覚的に表現する独自の言語の体系を有する非音声言語であり、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものである。

しかし、明治十三年にイタリアのミラノにおけるろう教育に関する国際会議において口話法の優位が宣言されて以来、平成十八年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択まで、長年にわたり、手話は言語として認められてこなかった。我が国においても、平成二十三年に障害者基本法が改正され、初めて言語として位置付けられ、平成二十六年に同条約の批准に至った。

障害の有無にかかわらず、各個人が相互に尊重し合える心豊かな生活を送るためには、お互いの意思疎通のため、必要な情報を発信及び受信できる環境が保障される必要がある。ろう者、中途失聴者及び難聴者、盲ろう者等のろう重複障害者等の聴覚障害者は、音声による情報の発信及び受信という日常生活又は社会生活の基礎となる意思疎通において困難を抱えており、個々の特性に応じた意思疎通のための手段を獲得し、それをを用いることができるよう、障害に関する理解を広げるなどの環境づくりを進め、社会的障壁の除去を図ることが必要である。

本県においては、平成十八年に全国に先駆け、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）を制定し、障害のある人への情報提供等における不利益取扱いの禁止や合理的な配慮に基づく措置について定めるなど、障害のある者に対する理解を広げ、差別のない誰もが暮らしやすい地域社会を目指し様々な取組を進めているが、聴覚障害者以外の者が聴覚障害者を理解し、互いに共生することができる地域社会を実現するためには、県民一人ひとりが聴覚障害や手話等に対する理解を深めていくことが必要である。

そのため、これまでの歴史的背景を踏まえ、手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話等の普及の促進を図り、さらには県民の聴覚障害者の意思疎通のための手段に対する理解を深めるため、この条例を制定する。

【趣旨】

前文では、各条項の解釈基準を示しています。

【解説】

本条例の制定の趣旨については、大きく分けて、以下の3点が挙げられます。

1 手話を言語として位置づけること

- (1) 本条例においては、手話を非音声言語として明確に位置付けるとともに、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために手話を大切に受け継いできたこととしております。これらについては、第1条及び第3条においても明示的に規定されています。
- (2) 言語はその言語を使用する継続的集団を必要としますが、明治時代にろう学校が成立する前はろう者は孤立を余儀なくされていました。手話を言語として使用する継続的集団の土台となったのがろう学校です。我が国では、明治11年に、京都

に国内初のろう学校が設立され、ろう学校を中心として手話はろう者の間に大切に受け継がれてきました。

- (3) 一方、明治13年にイタリアのミラノにおけるろう教育に関する国際会議において口話法の優位が宣言されて以来、ろう学校において、手話の使用が禁止されました。この宣言については、のちに、平成22年のカナダのバンクーバーの国際会議において否定されることとなりますが、ろう教育に大きな影響を与えました。
- (4) これらのことから、手話は長年、独自の言語体系や言語を使用する集団を持ちながら、言語として位置づけることはなく、国際的には、平成18年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択（我が国の署名は平成19年、批准は平成26年）、我が国では、国内法として初めて平成23年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正において初めて言語として認められました。

2 聴覚障害者の多様性に応じた配慮が必要であること

- (1) 聴覚障害者のうち、手話を使用する者を「ろう者」といいますが、聴覚障害者はろう者だけではありません。聴覚障害者といっても障害の状況やコミュニケーション方法は様々です。音声言語を基盤として生活してきた中途失聴者及び難聴者は、手話の習得や聴こえに課題を抱えています。また、盲ろう者等のろう重複障害者等の聴覚障害者は、手話以外の配慮を必要としています。
- (2) すべての聴覚障害者は、音声による情報の発信及び受信という日常生活又は社会生活の基礎となる意思疎通において困難を抱えているという点は同じですが、個々の特性に応じた意思疎通のための手段が確保され、障害に関する理解を広げるなどの環境づくりを進め、社会的障壁の除去を図ることが必要です。

3 本県における実情に即した施策が必要であること

- (1) 本県においては、平成18年に全国に先駆け、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年千葉県条例第52号。以下「障害者条例」という。）を制定し、障害のある人への情報提供等における不利益取扱いの禁止や合理的な配慮に基づく措置について定めるなど、障害のある者に対する理解を広げ、差別のない誰もが暮らしやすい地域社会を目指し様々な取組を進めています。
- (2) 情報保障という点では、同条例に基づき、平成21年に障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン（以下、「情報保障ガイドライン」という。）を策定するなどの取組を進めてきましたが、上記1の歴史的経緯を踏まえると、特に、聴覚障害者以外の方が聴覚障害者を理解し、互いに共生することができる地域社会を実現するため、県民一人ひとりが聴覚障害や手話等に対する理解を深めていくことが必要です。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの明確な認識の下、手話等を活用した聴覚障害者の情報の発信及び受信の重要性に鑑み、手話等の普及の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的が

- ①手話が言語であることを明確に認識すること
 - ②聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生することのできる地域社会の実現
 - ③聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること
- にあることを規定するとともに、その内容を総括的に示したものです。

【解説】

第1条について

(1) 本条例は、手話が言語であることの明確な認識の下、手話等を活用した聴覚障害者の情報の発信及び受信の重要性に鑑み、県、市町村、事業者及び県民が、それぞれ有する責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって手話等の普及を促進していくという県の施策の枠組みを提示したものです。

(2) 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）においては、手話を言語として明示的に位置付けており、この国内担保のために平成23年に改正された障害者基本法においても、手話が言語であることを明確に規定しています。

しかしながら、手話等の情報保障に関する配慮については、これらのものだけで担保されるわけではありません。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成18年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）において具体的に担保をすることとされています。

また、千葉県では、「障害者条例」を制定し、情報提供に関する不利益な取扱いを禁止するとともに、障害のある人への合理的な配慮に基づく措置について定めています。これに伴い、「情報保障ガイドライン」を策定するなど、障害のある人への情報保障の充実を図ってきたところです。

(3) これらの状況を踏まえ、本条例においては、条例レベルでも、手話を言語として規定するとともに、手話をはじめとする聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段等について、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割について明らかにするものです。

(4) 本条例では「県の責務」「市町村の役割」というように、責務と役割を使い分けていますが、責務と役割の違いは、条例の制定主体である「県」については「責務」として定め、県との協力連携を期待する「市町村」、「県民」及び「事業者」には、「役割」を努力目標として定めています。

(5) 「県の施策」については、第8条から第11条までと第13条、第15条及び第16条の各条に定めています。

【参考】

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第三条 第一条における社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

○障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）

（和文）

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

(英文)

Article 2

Definitions

For the purposes of the present Convention:

“Communication” includes languages, display of text, Braille, tactile communication, large print, accessible multimedia as well as written, audio, plain-language, human-reader and augmentative and alternative modes, means and formats of communication, including accessible information and communication technology;

“Language” includes spoken and signed languages and other forms of non spoken languages;

“Discrimination on the basis of disability” means any distinction, exclusion or restriction on the basis of disability which has the purpose or effect of impairing or nullifying the recognition, enjoyment or exercise, on an equal basis with others, of all human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural, civil or any other field. It includes all forms of discrimination, including denial of reasonable accommodation;

“Reasonable accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms;

“Universal design” means the design of products, environments, programmes and services to be usable by all people, to the greatest extent possible, without the need for adaptation or specialized design. “Universal design” shall not exclude assistive devices for particular groups of persons with disabilities where this is needed.

○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年条例第52条）

第2条第2項第8号（情報の提供等における不利益取扱いの定義）

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

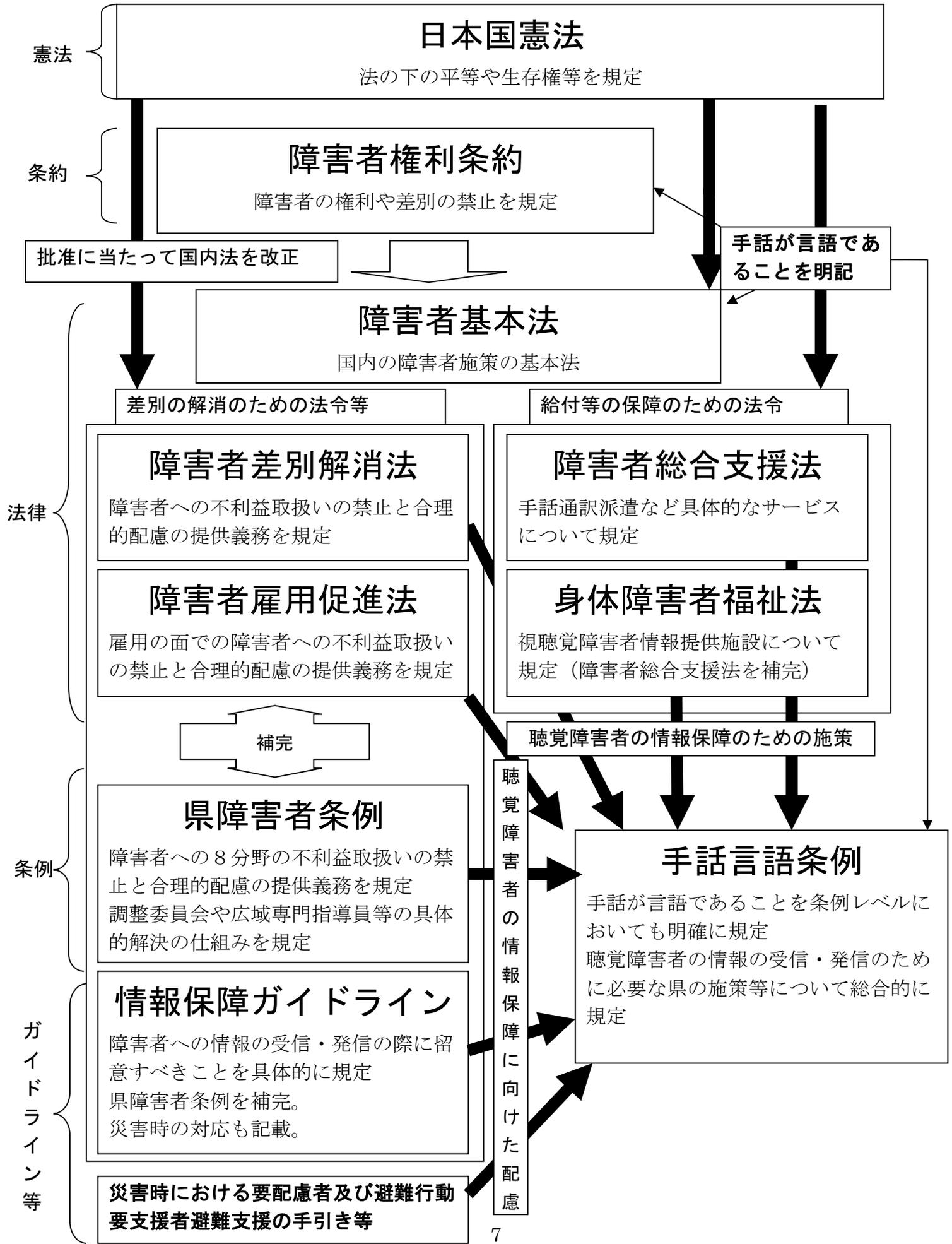
ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成18年法律第65号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

手話言語条例に係る法体系



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 聴覚障害者 聴覚の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 三 盲ろう者 聴覚障害者のうち、視覚の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 四 手話等 手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談その他の聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段をいう。

【趣旨】

本条は、本条例において必要な用語の定義を規定しています。

【解説】

1 第2条について

- (1) 障害者基本法においては、「障害者」について、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義づけています（同法第2条第1号）。
- (2) この定義は、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限は、その障害によるものだけではなく、社会における様々な障壁によっても生ずるという、いわゆる社会モデルの考え方を取り入れたものであり、平成23年の障害者基本法の改正において、社会的障壁の規定（同法第2条第2号 11ページ参照）が追加されて、(1)の定義となっています。
- (3) 本条例においては、手話等が広く、身体障害者手帳の有無に限らず聴覚障害のある人の情報の発信及び受信のための手段となっていることに鑑み、「聴覚障害者」の定義についても、障害者基本法に準拠することとしました。
したがって、「聴覚障害者」の中でも、「盲ろう者」のような「ろう重複障害者」についても対象としています。
- (4) また、本条例の趣旨を踏まえ、手話を言語として日常生活や社会生活を営む者を「ろう者」として定義付けるとともに、聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で意思疎通のために用いる手話以外の手段（主に中途失聴者及び難聴者が用いる要約筆記や筆談、主に盲ろう者が用いる触手話や指点字）についても、「手話等」として定義しました。
※ 中途失聴者とは、音声言語を基盤として生活してきた後に聴力の機能を失った

人のことであり、難聴者とは、聴こえに支障がある人のことをいいます。中途失聴者や難聴者の多くは補聴器を使用し、聴覚の機能を補っています。補聴器に関する配慮については第9条の解釈参照。

2 聴覚障害者（第1号）

(1) 聴覚障害者の定義は、障害者基本法第2条第1号の障害者の定義を基にしており、いわゆる社会モデルの考え方を取り入れたものです。

条文中「障害及び社会的障壁」の部分の「障害」については、同号の「障害」と同義であり、本条例中にある「障害」も同義です。

また、本条例における「聴覚障害者」については、障害者総合支援法による支給条件や身体障害者手帳の要件に適合しているか否かは問いません。

(2) 「聴覚障害者」には、障害の状況が様々であることから、中途失聴者や難聴者等についても含まれるとともに、聴覚障害以外に障害のあるろう重複障害者等も含まれています。なお、ろう重複障害者等とは、聴覚障害以外に、盲ろう者のような視覚障害の重複や、知的又は精神障害などの重複をいい、その組み合わせは様々です。

(3) 「社会における事物」とは、利用しにくい施設、設備など、「制度」は利用しにくい制度など、「慣行」とは障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など、「観念」とは障害のある人への偏見などを指しています。

3 ろう者（第2号）

(1) 聴覚障害者においては、手話以外の意思疎通手段を用いる場合も多い。特に、中途失聴者や難聴者では筆談等を多く使用しています。

※聴覚障害者の意思伝達手段の割合

『平成18年身体障害児・者実態調査結果』

聴覚障害者のコミュニケーション手段

- ・補聴器や人工内耳等の補聴機器：69.2%
- ・要約筆記・筆談：30.2%
- ・手話・手話通訳：18.9%

(2) 本条例では、「手話が言語である」ことを明記するとともに（前文及び第1条）、「手話が独自の言語の体系を有する文化的所産であること」や「ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものである」という認識に立つことから（前文及び第3条）、聴覚障害者のうち、「手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」を「ろう者」として定義しました。

4 盲ろう者（第3号）

(1) 「盲ろう者」については、障害の状態・程度から、以下の4つのタイプの方がいますが、いずれも「聴覚障害」を併せ持っていることから、本条例の対象となります。

- ① 全盲ろう：全く見えず聞こえない状態
- ② 弱視ろう：見えにくく聞こえない状態
- ③ 盲難聴：全く見えず聞こえにくい状態
- ④ 弱視難聴：見えにくく聞こえにくい状態

(2) また、「盲ろう者」になる経緯ごとに、以下の4つのタイプの方がいます。

- ① 先天盲ろう（早期盲ろう）：先天的又は乳幼児期に視覚と聴覚の障害を生じた人
- ② 盲ベース：視覚障害者となり、その後聴覚障害が加わった人
- ③ ろうベース：聴覚障害者となり、その後視覚障害が加わった人
- ④ 中途盲ろう（後期盲ろう）：成人期以後に視覚と聴覚の障害を生じた人

(3) 盲ろう者の意思疎通手段としては、触手話、指点字、手書き文字、点字、音声等があり、触手話と指点字については第2条第4号で明記しています。

なお、明記されていない手段についても、第2条第4号に該当します。

5 手話等（第4号）

(1) 「手話等」は、「聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段」と規定しています。

「手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談」は、聴覚障害者の意思疎通手段の例示であり、盲ろう者の手書き文字（第2条第3号参照）などのように、条文に規定されていない意思疎通手段も含まれます。

なお、例示のうち、筆談以外の意思疎通手段については、障害者総合支援法における地域生活支援事業を通じてサービス提供が行われています。

(2) 「手話」は、物の名前、概念等を手指、表情等により視覚的に表現する独自の言語の体系を有する非音声言語で、音声言語と並ぶ言語です。手や指、腕を使う手指動作だけでなく、非手指動作と呼ばれる、顔の部位（視線、眉、頬、口、舌、首の傾き・振り、あごの引き・出しなど）が感情表現の他に文法要素となる場合もあります。この非手指動作によって、使役、命令、疑問文、条件節、理由節などの文法的意味を持たせることができます。

(3) なお、「手話」には、「標準手話」「地域手話」「日本語対应手話」などがありますが、それらを称して「日本手話」としています。

本条例では、聴覚障害者の様々な意思疎通手段を「手話等」としていること、障害者権利条約において認める「言語」の多様性の趣旨を踏まえ、「標準手話」、「日

本語対応手話」、方言に当たる「地域手話」なども含めた「日本手話」が本条例の「手話」になるものと解されます。

- (4)「要約筆記」は、要約筆記者がその場で話されている内容を文字として伝える方法です。主に、中途失聴者や難聴者の意思疎通のための手段として用いられます。主な実施形態としては、手書き要約筆記とパソコン要約筆記があり、情報保障を必要とする人々の条件や、場所や機材上の条件により、スクリーンに大写する全体投影方式と、1～2名に対して行うノートテイクという方式で行います。
- (5)「触手話」は、話し手が手話を表し、盲ろう者がその手に触り読み取る方法です。
- (6)「指点字」は、盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法です。盲ろう者の意思疎通手段として用いられます。
- (7)「筆談」は、相互に文字で書いて意思を伝え合うことをいい、紙に書く以外にコミュニケーションボードを使用する方法があります。文字等による意思疎通手段であることから、本号において明示しています。
- (8)「その他の聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段」については、例えば、盲ろう者向けの手書き文字、指文字、点字筆記、口話の補助手段として教育の場で用いられるキュードスピーチや知的障害のある聴覚障害者向けの絵などを用いたコミュニケーション等が含まれます。

【参考】

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～五 （略）

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

八・九 （略）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記、触手話、指点字等とする。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 聴覚障害者の特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信のための手段の確保は、全ての人々が相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うことを基本に行われなければならない。

2 手話の普及の促進は、手話が独自の言語の体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下で、図られなければならない。

【趣旨】

本条は、障害者基本法で規定している理念を踏まえつつ、本条例の基本理念を定めています。

【解説】

第3条について

(1) 第1項は、生まれながらに聴覚の障害がある者、中途失聴者・難聴者、盲ろう者等のろう重複障害者など、聴覚障害者のそれぞれの特性に応じて、意思疎通並びに情報の受信及び発信のための手段が確保されなければならないという、情報保障の行われ方を規定しています。

(2) 第2項は、手話が独自の言語の体系を有する文化的所産であること、また、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるという、手話の普及に当たっての認識について規定しています。

【参考】

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

(地域社会における共生等)

第三条 第一条における社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第4条 県の責務

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければならない。

2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、県が本条例に基づいて手話等の普及を促進するに当たり、県の責務を規定したものです。

【解説】

1 第4条について

(1) 第1項は、千葉県全体として手話等の普及の促進を図ることを明らかにしたものです。ここでいう「県」とは、普通地方公共団体としての「千葉県」をいいますが、具体的には、知事部局、各行政委員会（教育委員会、公安委員会等）、警察本部及び公営企業並びに議会の各機関をさします。

(2) 「その他関係機関」は、次の機関などが想定されます。

[その他関係機関の例示]

- ① 国の機関
- ② 市町村及び一部事務組合等
- ③ 聴覚障害者団体
- ④ 県・市町村以外の学校設置者：学校法人等

(3) 「必要かつ合理的な配慮」は、聴覚障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいいます。障害者差別解消法においては、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている意思表示があった場合においては、その実施に伴う負担が過重でない時は「必要かつ合理的な配慮」を行うものとするものとされています。

(4) 「実質的に同等の日常生活又は社会生活を営む」は、代替手段等を用いて障害のない人と同等のサービスや機会の提供を受けることをいいます。

障害があることにより、完全に同じサービスを受けられないことがあります。例えば、講演会において、聴覚障害者は講師の声を聴くことができません。その場合にあっても、手話通訳者や要約筆記者の配置により、講演の内容を理解することが可能です。

障害者条例では、これに必要かつ合理的な配慮として、具体的に以下のようなことを挙げています。

[合理的配慮の例示]（障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の解釈指針20頁及び26頁）

- ① 聴覚障害者が理解しやすいように筆談等を交えて説明すること。
- ② 会議で手話通訳者や要約筆記者の同席を認めること。

なお、障害者条例第2条第2項においては、「障害のある人がない人と実質的に

同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わないこと」を「差別」の1つとし、同条例第8条において差別の禁止を規定しています。同条例第8条ただし書では、「合理的な配慮に基づく措置を行うことが社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担となる場合においては、この限りでない」こととしており、これらの考え方を踏まえ、県への努力義務としました。

- (5) 第2項は、県が手話等に対する県民の理解の促進に努める旨を規定しています。専門的な手話通訳者の養成や派遣については、障害者総合支援法において都道府県の義務とされていることや障害者条例を推進する観点からも手話等に対する県民の理解は必要であることから規定しています。
- (6) 「手話等を使用する者」は、「手話等」を使用する「ろう者」などの聴覚障害者だけではなく、手話等を職業として使用する手話通訳者などの支援者や手話通訳者の派遣等を行う団体も含まれています。
- (7) 第2項に基づき、具体的には、手話等の内容など、手話等に関する情報を県のウェブサイトに掲載するとともに、また、団体でも手話普及のために民間企業や学校での講演、冊子の作成、手話サークルなどの手話を学習する場の提供などを行うことが考えられます。

2 災害時の情報保障について

災害時の情報保障については、聴覚障害者の生命・財産の安全にも関わる課題であることから、本規定での「必要かつ合理的な配慮」に含まれます。県では、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を作成し、災害時における聴覚障害者への配慮の必要性を市町村に周知しています。

【参考】

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第5条 市町村の役割

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話等の普及の促進に当たり、「市町村」に期待される役割を規定していません。

【解説】

第5条について

- (1) 市町村の役割として、県と連携して、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備を図る努力義務を規定しています。
- (2) 障害者差別解消法において、行政機関等には、合理的配慮の提供に関して法的義務が課せられています。そのため、第4条と同様に、聴覚障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合は、負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮を、県と協力しながら行うことを規定したものです。
- (3) 「聴覚障害者が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮」については、第4条と同様です。
- (4) 「手話等を使いやすい環境の整備」とは、障害者総合支援法に定める意思疎通支援のための事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成）の実施、市町村の庁舎への手話通訳者の配置など、聴覚障害者が手話等を使用しやすいよう環境を整備するよう努力することを規定しています。

第6条 県民の役割

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話等を使用する者は、基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第1条において聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生することのできる地域社会の実現をその目的として掲げていることから、県が本条例に基づいて、手話等の普及を促進するに当たり、「県民」に期待される役割を規定しています。

【解説】

第6条について

(1) 第1項は、県民が、第3条の基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深めるよう努めることを規定しています。

「聴覚の障害に関する理解」には、「聴覚の機能の障害」だけではなく、その「社会的障壁」について理解を深めることを含んでいます。

(2) 「手話等」は聴覚障害者の意思疎通の手段ですが、情報の受発信や意思疎通は双方向のものであり、聴覚障害者同士だけで行われるものとは限りません。

(3) また、聴覚障害者以外の者は手話等を使用する機会が少ないことから、手話通訳者等の手話等を使用する者については、手話等の普及のためには欠かせない存在です。そのため、手話等の普及の促進への協力の努力義務について規定しました。

(4) 第2項は、手話等を使用する者が、第3条の基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力するよう努めることを規定しています。具体的には、聴覚障害者情報提供施設などにおいて行う手話の普及に向けた事業への手話通訳者や要約筆記者の協力や、学校等で実施する手話の普及などの行事へのろう者の参加等を想定しています。

第7条 事業者の役割

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、聴覚障害者に対してサービスを提供するとき又は聴覚障害者を雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

聴覚障害者を雇用するに当たり、「事業者」に求められる合理的配慮について規定しています。

【解説】

第7条について

「聴覚障害者を雇用するとき」とは、雇用時の募集や採用（試験・面接）だけに限らず、雇用後の職場環境整備などの配慮についても含まれるものです。ただし、事業者に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合までも含まれるものではありません。

【参考】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第36条の2～第36条の4では、雇用分野における合理的配慮の提供を事業主に義務付けています。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切な対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第8条 計画の策定及び推進

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成その他手話等の普及の促進に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策について定めようとするときは、あらかじめ、聴覚障害者の意見を聴くものとする。

3 県は、第1項の施策について、その実施状況を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の趣旨に基づき、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成その他手話等の普及の促進を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において必要な施策について定めることを規定しています。具体的には、施策を定めるときの聴覚障害者の意見聴取、施策の実施状況の公表及び必要に応じた見直しを定めています。

【解説】

第8条について

(1) 第1項は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画において手話等の普及の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策について定めることを規定しています。同法第11条第2項は、都道府県に国の障害者基本計画を基本とした、都道府県障害者計画策定を義務づけています。

(2) 「総合的かつ計画的に推進する」とは、手話等の普及の促進については、福祉のみならず、教育、労働、防災など多方面の分野に関係すること、また、施策は一定の目標を立てて継続的に実施する必要があることから、全体的視野に立って施策を定め、着実に実施することをいいます。都道府県障害者計画に位置づけ、部局横断的かつ計画的に施策を推進していく必要があります。

(3) 第2項は、手話等の普及の促進に必要な施策について定める際に、聴覚障害者の意見を聴くことを規定しています。障害者基本法第11条第5項は、都道府県が都道府県障害者計画を策定する際に、同法第36条第1項が定める合議制の機関の意見を聴くことを義務づけています。また、委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう配慮されなければならないと規定されています。本県ではこのための合議制機関として、千葉県障害者施策推進協議会が設置されています。

同法第36条第3項は合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるとしており、千葉県行政組織条例第29条第2項別表第4は、千葉県障害者施策推進協議会の委員構成に障害者を規定していることから、聴覚障害者を委員に含めています。

なお、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議会である、千葉県総合支援協議会にも意見を聴くこととしています。

- (4) 第3項は、施策の実施状況を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うことを規定しています。県は都道府県障害者計画の年度ごとの実施状況を、千葉県総合支援協議会で検討・評価を行い、千葉県障害者施策推進協議会に報告するとともに、同協議会の意見を踏まえ、PDCAの観点から効果的な事業の推進を図りつつ、必要に応じて計画の修正を行っています。実施状況については、公開で行う上記の協議会での報告をするとともに、県のウェブサイトにおいても公表を行っています。

【参考】

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○千葉県行政組織条例（昭和32年 千葉県条例第31号）

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めるところとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

別表第四

附属機関名	組織	構成	定数	任期
千葉県障害者 施策推進協議 会	会長 委員	一 障害者 二 障害者の福祉に関する事業 に従事する者 三 学識経験を有する者 四 関係行政機関の職員	二十五人以内	二年

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第9条 手話等を学習する機会の確保等

(手話等を学習する機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他関係機関及びろう者その他の手話等に関わる者と連携し、県民が手話等を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、聴覚障害者の情報の提供に関する合理的な配慮を行うため、その職員が手話等を学習する研修その他必要な環境の整備を図るものとする。

【趣旨】

本条は、県民が手話等を学習する機会を確保すること、また、県の職員が手話等を学習する機会の確保等を県が図ることを規定しています。

【解説】

1 第9条について

(1) 第1項は、県民が手話等を学ぶ機会を、市町村その他関係機関及びろう者その他手話等に関わる者と連携して県が確保等することを定めています。

「その他関係機関」は第4条の「その他関係機関」と同じです。

(2) 「ろう者その他の手話等に関わる者と連携し」とは、ろう者やその他手話等に関わる者においても手話等を学習する機会を設けており、行政機関の取組だけでなく、当事者が実施している取組も活用し、協力していくということです。

(3) 「手話等を学習する機会の確保等」とは、手話等とは何かということを学べる機会、簡単な手話を学べる講義の開催、手話等に興味を持った県民が学べるように手話サークル等の紹介をすることなどが考えられます。

(4) 第2項は、県職員が実務にあたり聴覚障害者への情報提供に関する合理的配慮を行うため、手話等を学習する研修やその他必要な環境の整備を図ることを定めています。

(5) 手話等を学習する研修については、窓口業務に従事することの多い職員向けの研修が考えられます。

(6) 「その他必要な環境の整備」とは、補聴器を使用する聴覚障害者向けの磁気ループの設置やFM機器、パソコン等を利活用した機器など、聴覚障害者への合理的配慮を行うための備品、施設など様々な整備が考えられます。

2 災害時の情報保障について

災害時の情報保障については、聴覚障害者の生命・財産の安全にも関わる課題であることから、本規定での「必要な環境の整備」に含まれます。県では、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を作成し、災害時における聴覚障害者への配慮の必要性を市町村に周知しています。

第10条 手話等を用いた情報発信等

(手話等を用いた情報発信等)

第10条 県は、聴覚障害者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話等を用いた情報の発信を推進するものとする。

2 県は、県が主催する講演会等に手話通訳者、要約筆記者を配置するよう努めるものとする。

3 県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び聴覚障害者からの相談に応じる拠点の支援を行うことにより、聴覚障害者が手話等を使用し、及び手話等による情報を取得できる環境を整備するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が、聴覚障害者が手話等により情報を取得できるよう環境を整備するよう努めることを規定しています。

【解説】

第10条について

(1) 第1項の、「手話等を用いた情報の発信」は、県政に関する情報を発信する際に、速やかな情報提供を行うことです。

具体的な内容としては、県の広報番組において手話通訳を挿入すること、広報ビデオに字幕を挿入することなど、聴覚障害者が速やかに情報を取得できる体制とすることを想定しています。なお、これらについては、県で定めている「情報保障ガイドライン」にも規定されています。

(2) 第2項の、「県が主催する講演会等」とは、以下の要件を満たす講演会等を想定しており、このうち、一定規模以上の講演会等については、特に配慮を行うべきものとして、別途基準を定めて、手話通訳者や要約筆記者の配置についての配慮を行うこととしております。

○ 千葉県を主催者として広報しており、かつ、費用負担をしていること。

○ 講師が多数の者に対して、ある題目について話をする会であること。したがって、名称については、講演会以外の研修会、大会等でもこれに該当する。

なお、「情報保障ガイドライン」においては、手話通訳者の配置等の配慮について、下記のように記載しています。

・参加者が限定され、事前に確認ができる場合は、必要とされる配慮を実施すること。

・参加者が不特定多数である場合には、開催案内等で必要な配慮を申し出てもらうように記載し、申し出に応じて必要とされる配慮を実施すること。

・大勢の参加者が見込まれる講演会、研修会等においては、あらかじめ必要な配慮の実施を検討すること。

(3) 手話通訳者及び要約筆記者の派遣のうち、広域にまたがるものや、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣については、障害者総合支援法による都道府県の地域生活支援事業とされています。これらの派遣に当たっては、調整機能を担う機関が必要です。

また、聴覚障害者は、日常生活や社会生活において、様々な困難を抱えており、このような困難について、情報提供や相談に応じる機関が必要であり、千葉県では、身体障害者福祉法に基づく、聴覚障害者情報提供施設がこの機能を担っています。

これらの状況を踏まえ、第3項において、「手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び聴覚障害者からの相談に応じる拠点」への支援を規定しています。

- (4) この「拠点」とは、現在、県から関係団体に委託し、当該団体が手話通訳者等の派遣及び相談に応じる施設をいいます。なお、県では拠点となる施設に対し、運営費補助等の支援を行っています。

【参考】

○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

（視聴覚障害者情報提供施設）

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

○身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）

（[法第三十四条](#)に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第十八条 [法第三十四条](#)に規定する厚生労働省令で定める便宜は、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣、点字刊行物等の普及の促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出、視聴覚障害者に関する相談等とする。

第 11 条 手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備

(手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備)

第 11 条 県は、手話通訳者、要約筆記者及びこれらの指導者並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び研修に努め、市町村と協力して、聴覚障害者が手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣による意思疎通支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号に規定する意思疎通支援をいう。）を県又は市町村から受けられる体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 県は、前項の養成及び研修並びに体制の検討を行うに当たっては、市町村及び聴覚障害者から意見を聴くものとする。

【趣 旨】

本条は、県が手話通訳者や要約筆記者等の派遣の体制の整備及び充実に努めることを規定しています。

【解 説】

第 11 条について

(1) 第 1 項は、県及び市町村が実施する意思疎通支援のための手話通訳者、要約筆記者及びこれらの指導者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を強化し、意思疎通支援の体制や事業の充実に努めるよう規定しています。

(2) 「意思疎通支援」とは、障害者総合支援法第 77 条に基づき市町村が実施する手話通訳者・要約筆記者派遣事業と、第 78 条に基づき県が実施する手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業のことです。

なお、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、県と市町村で実施していますが、派遣の内容はそれぞれ次のとおりです。

(県実施の派遣事業)

(1) 県内の複数の市町村にまたがる障害者団体等（郡市域又は県域を活動対象とする団体）が主催又は共催し、複数の市町村に居住する聴覚障害者が参加、出席する広域的な集会、会合等への意思疎通支援者の派遣。

ただし、行政機関、営利を目的とする団体等は、対象とならない。

(2) 市町村における意思疎通支援者派遣での対応が困難であると認められるものへの意思疎通支援者の派遣。

ただし、県が認めた場合に限るものとする。

(市町村実施の派遣事業)

上記（県実施する派遣事業）以外の、聴覚障害者とその他の者の意思疎通を支援する必要がある場合。

(3) 「体制の整備及び充実」とは、県及び県内市町村で手話通訳者・要約筆記者の養成に努め、聴覚障害者がその派遣を受けられる体制を整備することのみならず、市町村ごとの派遣内容の差が聴覚障害者の日常生活又は社会生活に大きな支障を

及ぼすことのないよう、手話通訳派遣に関する国のモデル要綱の周知など、派遣事業の体制作りに努めるよう規定しております。

また、手話通訳者等の確保においては、その処遇などについても課題となるため、今後検討していく予定です。

- (4) 第2項は、手話通訳者・要約筆記者養成事業及び派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業及び派遣事業の実施に当たり、事業の内容や体制の検討を行う場合は、実施主体である市町村や、当事者である聴覚障害者の意見を聴く旨を規定しました。具体的には、文書等での照会や、会議や個別のヒアリングなど様々な場を通じて意見を聴いてまいります。

【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

（都道府県の地域生活支援事業）

第六十五条の十四の四 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。

第12条 学校における手話等の普及

(学校における手話等の普及)

- 第12条 聴覚の障害のある幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児」という。）が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚障害児がその特性に応じた手話等を学び、又は手話等を用いて各教科又は各領域を学ぶことができるよう、教職員の手話等に関する技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚障害児に対する手話等に関する学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努めるものとする。
- 3 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。
- 4 学校の設置者は、手話等に関する児童及び生徒の理解の促進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話等を普及するに当たって、「学校の設置者」が努力すべき事項を規定しています。

【解説】

1 第12条について

- (1) 第1項は、聴覚障害児が手話等を学び、又は手話等で学ぶことができるよう、教職員の手話等に関する技能向上を図るうえで必要な措置を講ずることについて、学校の設置者の努力義務を規定しています。
- (2) 「聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者」とは、県、市町村（教育委員会）及び一部事務組合の他、国立大学附属学校を設置している国立大学法人及び私立の学校を設置する学校法人等をいいます。
- (3) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校をいいます。
- (4) 「その特性に応じた手話等」とは、幼児、児童及び生徒がその発達や障害の状況に応じて、獲得しやすい手話を含む意思疎通の手段をいいます。
- (5) 「教職員の手話等に関する技能を向上させるために必要な措置」とは、県教育委員会等が聴覚障害児に関わる教職員に対し、手話等の指導技術向上を図る研修会を企画したり、学校が教職員に対し、そうした研修会に参加しやすくするための配慮に努めたりすることなどが考えられます。
- (6) 第2項は、聴覚障害児の教育に当たっては、学校と家庭との連携が不可欠であるため、聴覚障害児への手話等に関する学習の機会の提供とともに、その保護者

に対する相談の対応及び支援について、学校の設置者の努力義務規定を設けています。

(7) 第3項は、学校全体で手話等に対する理解を深め、活用できるようにする研修会を実施するなど、教職員一人一人の手話等に関わる専門性向上を図るための学校の設置者の努力義務を設けています。

(8) 研修については、聴覚障害児の発達や障害の状況、教員の手話等の理解状況等を踏まえ、各学校の判断により必要な研修を行うよう努めます。

(9) 第4項は、聴覚障害者が通園又は通学しない学校においても、手話等の理解促進を図ることについて、学校の設置者の努力義務を規定しています。

(10) 「学校の設置者」とは第1項から第3項までと同様、県、市町村（教育委員会）及び一部事務組合の他、国立大学附属学校を設置している国立大学法人及び私立の学校を設置する学校法人等をいいます。

2 その他

本条は、聴覚障害児が学校で第2条第4号の例示以外の意思疎通の手段（例としてキュードスピーチ）を学び、活用することを妨げるものではありません。

第13条 事業者への支援

(事業者への支援)

第13条 県は、聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供及び聴覚障害者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

聴覚障害者が働きやすい環境を整備するための、県による事業者への支援について規定しています。

【解説】

第13条について

- (1) 事業者が、聴覚障害者にとって働きやすい職場環境を整備できるよう（第7条 関連）、県は、事業者が活用できる各種助成金の周知など、必要な支援に努めることとしています。

- (2) なお、障害のある人がない人とサービスの提供を受ける際に、実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置が行われないうこと（合理的配慮の不提供）があった場合等には、県は、聴覚障害者等からの相談に対し、障害者条例に基づく地域相談員・広域専門指導員による調整活動を行うなど、必要な支援に努めることとしています。

[参考]

○障害者介助等助成金（手話通訳担当者の委嘱助成金）

【助成主体：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構】

○障害者作業施設設置等助成金

【助成主体：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構】

第14条 聴覚障害者等による普及啓発

(聴覚障害者等による普及啓発)

第14条 聴覚障害者及び聴覚障害者の団体は、自主的に手話等の普及及び啓発を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話等の普及促進に当たって、当事者である聴覚障害者及び聴覚障害者団体が主体的に実施するよう努めることを規定しています。

【解説】

第14条について

- (1) 手話等の普及や啓発活動は、県や市町村だけが行うものではなく、当事者である聴覚障害者や聴覚障害者団体においても主体的に取り組むよう努めることが必要と考えられるため規定しました。
- (2) 具体的には、現在、以下の活動が各団体によって実施されています。
 - ・民間企業や学校での手話普及のための講演
 - ・手話普及のための冊子の作成
 - ・手話サークルなど、手話を学習する場の提供
- (3) なお、聴覚障害者情報提供施設において、手話等の普及啓発を行っており、県においては、当該施設の職員配置に対して運営費補助による支援を行っています。

第15条 手話等に関する調査研究等への協力

(手話等に関する調査研究等への協力)

第15条 県は、聴覚障害者その他の手話等に関わる者が手話等の発展に資するために行う手話等に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、手話等の発展に資するために行う調査研究の推進や成果の普及に県が協力することを規定しています。

【解説】

第15条について

- (1) 「手話等に関する調査研究」とは、標準手話と千葉県独自の手話との違いなどの調査研究や、情報機器の変化などにより対応が変わることへの調査研究です。
- (2) 当該調査研究を行うため、聴覚障害者情報提供施設において、機能を担えるよう、必要な体制の整備を図ってまいります。

第16条 財政上の措置

(財政上の措置)

第16条 県は、手話等の普及の促進に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、手話等の普及の促進に関する取組みに要する費用を確保する必要があることから、県において必要な財政上の措置を講ずることを規定しています。

【解説】

第16条について

「必要な財政上の措置」は、手話等の普及の促進に関する取組に関する施策を実施するための財政的な支援をいいます。手話通訳者・要約筆記者の派遣等の障害者総合支援法において位置づけられている事業だけでなく、その他の普及のために必要な促進に関する取組についても、県財政の収支の状況等を確保し、財政運営に支障を及ぼさない範囲で必要な予算を確保するよう規定しています。

また、国や市町村の負担もあり、県だけの財政負担で必要な経費が賅えるものでもないことなどから努力義務としています。

附則

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

本項は、本条例の施行期日を規定しています。

【解 説】

附則について

本条例の施行期日については、公布日であることを規定しています。

本条例は、平成28年6月28日に公布されました。

現状と施策の展開

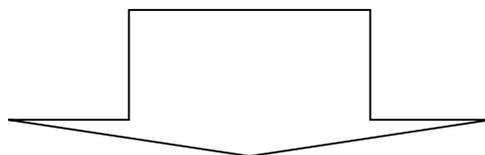
(現状)

- 明治13年イタリア・ミラノのろう教育に関する国際会議で口話法の優位が宣言されて以降、平成18年の国連における障害者権利条約の採択まで、手話は法的に、言語として認められておらず、聾学校においても、口話法を中心とした授業が実施されてきた。
- 平成23年障害者基本法の改正により、我が国においても、手話が言語として位置付けられた。また、平成26年には障害者権利条約の批准が行われた。
- 平成28年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、また、本県では平成18年に障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定し、障害のある人に対する情報保障についての取組を進めている。
- 聴覚障害者の様々なコミュニケーション手段の活用という中で、手話は、平成10年代に入り、聾学校等の教育現場にも取り入れられてきている。
- 聴覚障害者のうち、2割近く(18.9%)がコミュニケーション手段の一つとして手話を使用しており、約3割(30.2%)が筆談・要約筆記を使用している(平成18年度厚労省調査)。
- 障害部位別の身体障害者手帳所持者数は、平成26年度末現在、音声・言語・そしゃく機能障害2,498人、聴覚・平衡機能障害12,731人、計15,229人となっており、手話を使用している人数は、約3,000人、筆談・要約筆記を使用している人は約4,500人と推計される。

(施策の展開)

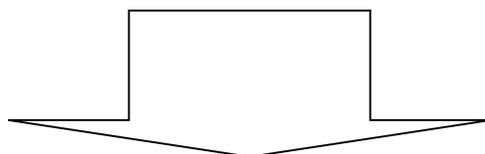
- 第五次千葉県障害者計画において、手話通訳等の人材育成の充実の方向性を示している。また、平成28年4月からの障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的な配慮としての意思疎通支援事業の強化等、実情に合わせた対応を進める方向を示している。市町村への支援についても実施していく方向を示している。
- 平成21年に千葉県は、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定し、県の各機関が行うべき配慮の指針を明確し、県の機関での実施、市町村や関係機関等への周知普及を進めている。
- 県立千葉聾学校においては、手話、音声や文字、キュードスピーチなど様々な手段を活用して学習が進められており、高等部の授業は基本的に手話で行われている。教員についても手話の習得に努めている。
- 県事業として、手話通訳者・要約筆記者等養成事業を行っている(平成26年度末手話通訳者220名登録・要約筆記者46名・要約筆記奉仕員135名)。意思疎通支援者派遣事業を実施している(平成26年度手話通訳312回 要約筆記奉仕員140回)。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を行っている(平成26年度末163名登録)。通訳・介助員の派遣事業も千葉市、船橋市、柏市と共同で実施している。(平成26年度延べ1,237回)

- 県では、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」を作成し、災害時における情報保障、コミュニケーション手段等の対応方針を示している。
- また、緊急時における警察、消防への通報手段として、FAXやメールを使用した通報システムが運用されている。



課題

- 一般的に手話が言語として認識されておらず、手話に対する理解が進んでいないことから、教育の現場等で手話等に関する理解を深めていく必要がある。
- 聴覚障害者の情報保障体制を確立していく必要がある。
 - ・手話通訳者、要約筆記者等の養成（待遇の改善等も含む）が急務となっている。
 - ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣に関して、市町村間において格差が生じている。
 - ・都道府県間のコーディネート機能を確立していく必要がある。
 - ・災害時に聴覚障害者は情報弱者となりやすいことから、災害時において的確かつ迅速に受け手、送り手としての情報保障体制を確立する必要がある。
 - ・急病時や犯罪被害にあった場合など、突発的な事象が起こった際の情報保障体制を確立していく必要がある。



情報保障・意思疎通手段としての
手話言語等の普及の促進のために

聴覚障害者の方々との意見交換の中での、
情報保障体制整備への切実な多くの声を受けて

条例制定による施策・事業の推進

手話が言語であることを明確に認識し、手話等の普及促進に関する基本的な事項を定めるとともに、手話等を活用した聴覚障害者の情報の受信及び発信に関して、県、市町村、県民、関係機関、事業者等の責務及び役割を明確化し、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者が共生することのできる地域社会の実現及び聴覚障害者の自立と社会参加に寄与することを目的として、条例を制定する。

参考

1 手帳所持者数

聴覚・平衡機能障害（H22～H26）

（単位：名）

	千葉県		全国	
		18歳未満		18歳未満
平成22年度	11,864	716	449,604	17,329
平成23年度	12,195	736	453,152	17,493
平成24年度	12,478	732	451,935	17,341
平成25年度	12,661	703	450,760	17,518
平成26年度	12,731	685	451,073	16,942

2 県内手話通訳者等登録者数

（単位：名）

	手話通訳者	要約筆記奉仕員	盲ろう者向け通訳・介助員
平成22年度	187	92	119
平成23年度	197	116	131
平成24年度	190	112	145
平成25年度	200	125	148
平成26年度	220	143	163

3 手話通訳者・要約筆記奉仕員及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数

（単位：件）

	手話通訳者	要約筆記奉仕員 （手書き）	要約筆記奉仕員 （PC）	盲ろう者向け通訳・介助員
平成22年度	214	114	10	701
平成23年度	204	131	12	863
平成24年度	233	128	23	1275
平成25年度	271	90	35	1062
平成26年度	312	100	40	1237

4 県内聾学校の児童生徒数

千葉聾学校

（単位：名）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼稚部	29	31	27	27	37
小学部	58	62	59	66	61
中学部	40	44	43	36	35
高等部	36	37	39	45	43
計	163	174	168	174	176

筑波大学付属聴覚特別支援学校

(単位：名)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
幼稚部	25	29	34	39	36
小学部	73	67	68	70	72
中学部	42	41	41	42	42
高等部	116	121	114	116	110
計	256	258	257	267	260